

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」に関する意見公募の実施結果について

令和元年 8 月 2 日  
経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新 エ ネ ル ギ ー 課

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等」の策定に向け、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。  
御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和元年 6 月 1 1 日（火）～令和元年 7 月 1 0 日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送、FAXにより御意見を募集。

2. 提出意見数

32件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

## 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見公募に対する御意見の概要と考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>1. 事業用太陽光に係る未稼働措置に関するもの</b>		
1	2015年度認定の事業用太陽光発電の未稼働案件に対する措置について、その設定根拠がパブコメ概要には記されておらず、参考資料が唯一の根拠であるが、運転開始期限などの制限、調達価格の引き下げが後からなされることは法の不遡及という法治国家の法の一般原則に反しかつ太陽光事業予定者の財産権の侵害、同予定者に対する不法行為にあたるものとする。今回の措置について、認定時に法令に明示されてなかった未稼働の太陽光発電の既認定事業に後から制限等を加える部分については一切反対である。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。 調達価格は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)の規定に基づいて、2015年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2019年度の調達価格が14円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。今般の措置は、FIT法に基づく認定事業者としての地位は維持しつつ、運転開始準備段階に入っていない事業について適用される調達価格の変更等の措置を講じるものであり、御指摘は当たらないものと考えます。
2	稼働が遅れているのは、代行申請機関や地方経済産業局等の審査が遅いことが原因であり、認定事業者の責任ではない。	変更認定申請の審査期間が一部標準処理期間を超過していることのみをもって、認定されてから4年以上の間未稼働となっているとは考えにくいと認識しています。
3	2015年度認定の未稼働太陽光は、2012～2014年度認定の未稼働案件に比べて合計設備容量が少ないため国民負担も過大なものとはなっていないこと、また、2012年度及び2013年度認定に比べると2015年度認定に対する措置は、系統連系工事着工申込みまでの期間が短いことから、今回の措置には反対である。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。 調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2015年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2019年度の調達価格が14円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。 このため、2015年度認定で運転開始期限が設定されていない事業用太陽光発電についても、2012～2014年度認定の未稼働太陽光案件と同様に、「改正概要」に記載している措置を講じることとしました。
4	「意図的に稼働を遅らせている案件」と「早期稼働を目指している案件」の「線引き」を行えば、「意図的に稼働を遅らせている案件」のみを排除でき、国民負担を抑制と新規開発の促進の両立に加え本来稼働できる案件も活かすことができる。	調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2015年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。 こうしたFIT法の趣旨を貫徹する観点から、今回の措置においては、一定の期限を設けた上で、それまでに運転開始準備段階に入っていれば認定当時の調達価格が適用されるが、期限に間に合わなかったものについては運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格が適用される仕組みとすることで公平な線引きをし、未稼働案件の適正化を通じて再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図ることを目的としています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	大規模太陽光発電が法アセスの対象となった場合は、系統連系工事着工申込みの要件として法アセスに係る評価書の公告・縦覧終了が追加されたが、そもそも系統連系工事着工申込みの要件自体が不明確である。	<p>現行の系統連系工事着工申込みの要件は、以下のとおりです。</p> <p>① 着工申込みの提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていること</p> <p>② 着工申込みの提出時点で、以下の許認可の取得等が現にできていること(いずれも必要な場合に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－農振除外及び農地転用の許可の取得(又は届出の受理)</li> <li>－条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧の終了</li> <li>－林地開発の許可の取得</li> </ul> <p>③ 着工申込みの提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わないこと</p> <p>これらに加えて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業に該当することとなった場合は、同法に基づく環境影響評価に係る評価書の公告及び縦覧が終了していることを要件に加えることとしました。</p>
6	着工申込み時点で土地の使用権原が得られているという条件は緩和すべきである。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)においては、「再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められることが認定基準とされており、「運転開始準備段階」たる系統連系工事着工申込みの提出時点で土地の使用の権原を有していることは当然に満たされるべき条件であり、これを緩和することは適切ではないと考えています。
7	2015年度認定の未稼働措置対象についても2012～2014年度認定の未稼働措置対象と同様に、条例アセスの対象事業については、一定の猶予措置を設けるべきである。	<p>2018年10月の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第9回)においては、2012～2014年度認定案件に対する具体的な対応について審議が行われたことに加えて、1年ごとに措置の対象を拡大し、2015年度認定案件については2020年4月1日、2016年度認定案件については2021年4月1日を施行期日とする方針を取りまとめられました。</p> <p>2012～2014年度認定案件については、パブリックコメントとして寄せられた「対応案の発表から施行までの期間が短く予見可能性が十分でない」等の御意見を踏まえて適用除外の設定や事業規模等に依じた猶予期間の確保などの猶予措置が講じられたものの、2015年度認定案件については、2018年10月の時点で具体的な案が提示されており、十分な予見可能性が確保されていると考えられることから、適用除外や猶予期間を設けることなく、予定どおり2020年4月1日を施行期日として措置を講じることとしました。</p>
8	系統連系工事着工申込みが既に受領されている案件が変更認定申請を行う場合には、再度の着工申込みが必要となり、その着工申込みの時期が受領期限を過ぎている場合は、調達価格が変更となる措置が講じられているが、メーカー事由によって太陽光パネルの変更を行う必要が生じた場合の変更認定申請については、調達価格の変更を行わないようにすべきである。	<p>送配電事業者が最短の「連系開始予定日(発電設備と電線路とを電氣的に接続する予定日)」を決定できる状態を「運転開始準備段階」と考え、この連系開始予定日の決定に至るための実務上の手続きを「系統連系工事着工申込み」としています。「系統連系工事着工申込み」は、運転開始準備段階に入っていることを担保する手続であることから、「系統連系工事着工申込み」提出後から運転開始までの間にFIT事業計画の変更認定申請を行った場合は、当初の「系統連系工事着工申込み」の時点では、運転開始準備段階に入っていないと考えられるため、改めて「系統連系工事着工申込み」を行うことが必要になります。</p> <p>その際、「系統連系工事着工申込み」の提出時期によっては適用される調達価格が変更になります。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	未稼働太陽光は認定から何年も経過しており、今の時点で認定価格を取り消すべき。	<p>国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。</p> <p>調達価格は、FIT法の規定に基づいて、認定当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2019年度の調達価格が14円となっている状況において、早期に接続契約が締結され、認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。</p> <p>他方で、「現時点で売電を開始しているか否か」を基準として適用される調達価格を変更することは、認定事業者の予見性確保の観点から適切ではないと考えています。</p> <p>このため、2018年12月に決定した未稼働太陽光に対する措置では、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過した事業を対象に、事業規模等を踏まえた一定の猶予期間を確保した上で、「既に運転開始準備段階に至っているか否か」を基準として、適正な調達価格を適用する等の措置を講じることとしており、2015年度認定で運転開始期限が設定されていない事業用太陽光発電についても、こうした考えに基づき、「改正概要」に記載している措置を講じることとしました。</p>
<b>2. 環境影響評価対象事業の運転開始期限の設定に関するもの</b>		
10	2016年3月31日以前に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結された未稼働の太陽光発電設備が、当該設備についての電気事業法上の工事計画届が2020年4月1日より前に提出されていなかったために環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に該当することとなった場合、当該設備につき、2020年4月1日より前に系統連系工事着工申込みが受領されていた場合には、調達価格等告示の改正前における着工申込みの要件を具備している限り、環境影響評価法に基づく環境影響評価に係る評価書の公告及び縦覧が終了した後に再度系統連系工事着工申込みを提出する必要はなく、当該要因によって調達価格が変更されるものではないことを確認したい。	未稼働の事業用太陽光発電設備のうち、2016年3月31日以前に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結されたものについて、系統連系工事着工申込みの要件の1つとして、条例に基づく環境影響評価に係る評価書の公告及び縦覧が終了していることを規定しているところ、環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合は、同法に基づく環境影響評価に係る評価書の公告及び縦覧が終了していることも要件に加えることとしています。この際、環境影響評価法第2条第4項の対象事業に該当することとなる時点より前に、系統連系工事着工申込みが受領され、当該申込みの要件を具備している限りにおいては、環境影響評価法第2条第4項の対象事業に該当することとなったことをもって、再度の系統連系工事着工申込みを行う必要はありません。
11	法アセスの対象事業となる大規模太陽光発電に対する運転開始期限は、認定の日から5年とする案が示されているが、認定後に法アセスの対象となる案件については、運転開始期限にいつその余裕を持たせるなどの経過措置を設けるべきである。	<p>環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる太陽光発電設備の運転開始期限は、運転開始済み太陽光発電設備の多くが認定から2年以内に運転を開始していること、条例に基づく太陽光発電の環境アセスメントの実績は方法書手続から環境アセスメントの終了までに要する期間が最長2年3ヶ月であること、法アセスの場合は国の審査期間として更に2ヶ月程度を要することを考慮して、「認定日から5年」を標準形とすることとしました。</p> <p>このため、認定後に法アセスの対象となった案件に対して標準形の5年を超えて運転開始期限を設定するなどの配慮を行うことは、公平性の観点から適切ではないと考えます。</p>
12	条例アセスの対象事業についても法アセスと同様に運転開始期限を5年とすべきである。	従来より、事業用太陽光発電設備の運転開始期限については、条例で定められる環境アセスメントの対象であっても認定を受けた日から起算して3年としており、また、太陽光以外の風力及び地熱についても、条例で定める環境アセスメント対象であることをもって運転開始期限を延長していないことを踏まえれば、公平性の観点から原案のとおりとすることが適切であると考えます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	<p>原案の経過措置は、改正FIT法の旧認定取得者に対する経過措置の原則(2017年3月31日時点で接続契約締結)を前提としており、太陽光発電設備を法アセスの対象とする制度改正の施行日(2020年4月1日)まで3年以上の開発期間を想定している。そのため、電気事業法に基づく工事計画届は提出済となり、法アセスの対象から外れることで、経過措置は不要と整理されている。しかし、上述の原則から外れる2017年4月1日時点で電源接続案件募集プロセスに該当する案件に対する経過措置が考慮されていない問題点がある。よって、原則から外れる開発案件の運転開始期限日は、接続契約締結日から起算して3年を経過する日、又は太陽光発電設備を法アセスの対象とする制度改正の施行日(2020年4月1日)から起算して2年を経過する日のいずれか遅い日とすべきである。</p>	<p>環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる太陽光発電設備の運転開始期限は、運転開始済み太陽光発電設備の多くが認定から2年以内に運転を開始していること、条例に基づく太陽光発電の環境アセスメントの実績は方法書手続から環境アセスメントの終了までに要する期間が最長2年3ヶ月であること、法アセスの場合は国の審査期間として更に2ヶ月程度を要することを考慮して、「認定日から5年」を標準形とすることとしました。</p> <p>あわせて、2017年4月1日から2020年3月31日までの間に、FIT法第9条第3項の認定を受けたものうち、環境影響評価法の対象となる太陽光発電設備の運転開始期限については、認定を受けた日から起算して5年を経過する日とする経過措置を設けることとしております。</p> <p>このため、今回の経過措置は、御指摘の「原案の経過措置は改正FIT法の旧認定取得者に対する経過措置の原則(2017年3月31日時点で接続契約締結)を前提」としたのではなく、改正FIT法における2017・2018・2019年度認定を対象としたものとなります。</p>
14	<p>営農型(ソーラーシェアリング)について農業員会から農振解除、農地転用、一時転用などに長期間かかっている現状を踏まえ、法アセスの対象及び規模、運転開始期限の設定をお願いしたい。</p>	<p>ソーラーシェアリングであることを理由に特例を設けることは、公平性の観点からも適切ではないと考えます。</p>
15	<p>法アセスの対象となる事業に対して、運転開始期限を5年とする対応は甘すぎる。認可受けてから1年以内に設備が稼働しなかったら、増大する国民負担を踏まえて、再申請させるべき。</p>	<p>運転開始期限については、過去の事例等に基づき、認定から運転開始までに通常要する期間を考慮して設定しており、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、御指摘のような措置を設けることは適切ではないと考えています。</p>
<b>3. 調達期間期間終了後の事業計画変更に関するもの</b>		
16	<p>調達期間が終了した卒FIT案件が事業計画を変更する場合は、自家消費の拡大を希望するユーザーが円滑に蓄電池等を導入できるようにするために、事前変更届出ではなく、事後変更届出とすべきである。</p>	<p>現行制度の下では、調達期間終了後であってもFIT法の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画は、事業廃止が届け出られるまでの間は、FIT認定事業の扱いとなり、再生可能エネルギー発電設備の変更を行う場合は、変更認定を受ける必要があります。</p> <p>しかしながら、2019年11月以降、住宅用太陽光を中心に調達期間の終了を迎えるFIT認定設備が多数出始めること、また、これらの設備については調達期間終了後に蓄電池等を設置するなど再生可能エネルギー発電設備の変更を希望する案件が相当数見込まれることから、調達期間が終了した再生可能エネルギー発電事業計画の変更を行う場合は、変更届出で足りる措置を講じることとしました。</p> <p>当該措置を講じるに当たり、FIT法では事前変更届出(FIT法第10条第2項)と、事後変更届出(FIT法第10条第3項)が規定されているところ、事後変更届出は、FIT認定事業者の氏名、住所(法人の場合は、名称、代表者の氏名、役員の氏名)の変更の場合に限定されていることから、今般の措置は、事前変更届出により対応することとしました。</p>
17	<p>調達期間が終了した認定発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の変更を、事前変更届出に制度改正を行うに当たっては、極力簡易な届出としてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、調達期間が終了した認定発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の事前変更届出の確認に当たっては、証書の添付を最小限にとどめることとするなど、簡易な届出で足りることとします。</p>
18	<p>調達期間中においては変更の認定を要することとしていたものを、調達期間終了後は、事前変更届出で足りるように制度改正する際には、各電力会社で誤認が生じないよう周知をお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>4. 一般送配電事業者による需給バランス改善用の蓄電池への充電に関するもの</b>		
19	出力制御の回避措置に「需給バランス改善用の蓄電池の充電」を加えるという改正について、発電事業者ではなく電気事業者が需給バランス改善用の蓄電池を準備すべきである。	今般の改正は、下げ調整力の活用及び下げ調整力が不足する場合の措置として、（発電事業者ではなく）一般送配電事業者があらかじめ確保した調整力として、需給バランス改善用の蓄電池に充電することが送配電等業務指針に明記されたことを受け、FIT法の関連規定にも同旨の内容を反映するものです。
<b>5. 事業用太陽光未稼働案件対象の太陽電池の変更に関するもの</b>		
20	太陽光パネルのメーカー変更や種類の変更等が出来る措置を講じることに賛成。	今回の新たに運転開始期限が設定される事業については、系統連系工事着工申込み前であれば、既に運転開始期限が設定されている事業と同様に、太陽光パネルの変更を行ったとしても調達価格が変更されないこととしました。